

岡山県人権教育推進委員会（第14回会議）では、「平成14年度岡山県人権教育推進委員会の活動の概要」について協議したので、次のとおり掲載する。

平成14年度岡山県人権教育推進委員会の活動の概要

1 はじめに

本委員会は、去る平成13年5月10日に、県教育長から、諮問第1号「人権教育行政の推進の在り方について」の諮問を受けた。

このことについて、本委員会は、「岡山県人権政策推進指針」を踏まえ、慎重に審議をし、平成14年3月22日に総合的な人権教育行政の推進の在り方について、県教育長に答申したところである。

岡山県教育委員会は、この答申に基づき、教育庁内に総合調整機能を果たすためのセクションを設置され、人権教育推進のための諸施策を講じるなど、総合的な人権教育行政の推進に努められている。

本年度は多角的な見地から今後の審議を行うために、岡山県教育委員会の行政説明を受けた上で、委員の専門分野におけるプレゼンテーションとそれに基づいた意見交換を行った。

ここに今年度の人権教育推進委員会の活動の概要を報告する。

今後も、岡山県における人権教育行政を実効あるものとしていただきたい。

活動経過

回	開催日	内容
第10回	7月31日	各課からの人権教育行政の説明等
第11回	8月20日 21日	県外研修（東京方面：多磨全生園(高松宮ハンセン病資料館)、 (財)東京都人権啓発センター等)
	8月27日 28日	県外研修（大阪方面：大阪人権博物館、水平社博物館、三重 県人権センター等)
第12回	9月2日	プレゼンテーション（女性、障害のある人、高齢者、かつて ハンセン病を病んだ人々等）
第13回	12月13日	プレゼンテーション（同和問題、子ども、在住外国人）
第14回	2月13日	今年度の活動の概要についての協議

2 人権教育課題分野ごとのプレゼンテーション

(1) 概要

女性

- ・性による差別は、性的差異からくる「特性」として一般的に認識されており、「差別」として理解されにくく、人権課題としてとらえられにくい。
- ・学校では、女性問題は人権にかかわる問題として取り組むべき大きな課題であるという認識が、他の人権課題に比べて低く、男女の特性として扱っている場合がある。
- ・平成 8 年から「男女共同参画社会の形成は国の最重要課題である」と言われているが、学校においては課題としての把握が不十分である。
- ・子どもが自分の性を認識するようになるのは、2 歳ぐらいからと言われており、周囲の大人の言動や環境の影響を受けながら、遊びなどの行動様式に男女の違いが出てくる。
- ・子どもは、家庭環境や社会環境を敏感に受け止めながら成長することから、男女共同参画社会の形成のためには、学校教育と社会教育の連携を深める中で人権教育を推進することが大切である。
- ・性差別解消のキーワードは「ジェンダー*」への気付きと理解である。
- ・学校教育や家庭教育においては、幼児期からジェンダーにとらわれないような教育を推進することが大切である。
- ・指導者にはジェンダーに敏感な視点が不可欠である。ジェンダー・バイアス*を含む言動は、ジェンダーの再生産につながる。
- ・ジェンダーを身に付けるのはメディア*の影響も多いことから、メディアリテラシー*の学習を学校教育の中に取り入れる必要がある。
- ・性差別の分野での教育・啓発を進めるためのリーダーを養成するための学習プログラムを作成する必要がある。
- ・男女の役割分担という言い方をした場合、それがジェンダーになっている場合がある。セックス*とジェンダーは分けて考えるべきである。
- ・様々な場面で、性的差異を当然のこととした言動をとり続けると、無意識のうちに性別役割分担意識を育てることになり、一人の人間を「個」としてとらえることができにくくなる。
- ・男女混合名簿については、形だけではなく、目的を明確にして行うべきである。
- ・男女の差別と区別を明確にして人権教育を推進する必要がある。

*ジェンダー.....歴史的・文化的・社会的に形成される男女の差異。また、その差異に対する知識。

*ジェンダー・バイアス.....社会的・文化的に形成された性別に基づくゆがみ・偏見。

*メディア.....手段。方法。媒体。特に、新聞・テレビ・ラジオなどの情報媒体。

*メディアリテラシー.....メディアの特性を理解し、それを目的に適合的に選択し、活用できる能力であり、メディアから発信される情報内容について、批判的に吟味し、理解し、評価し、主体的能動的に選択できる能力。

*セックス.....生物上の男女・雌雄の別。性。

障害のある人

- ・「更正」、「措置」、「育成」という、上から下への方向ではなく、障害のある人が自分に必要なサービスを自分で選ぶ時代になってきている。
- ・「障害があるからこれはできない」ということではなく、できるものを探して、制限を極力なくしていこうという考えを大切にしていかなければならない。
- ・障害のある人のノーマライゼーション*や自己決定の理念の実現が求められている。
- ・障害のあるなしではなく、まず人として理解していくという考え方が大切である。
- ・社会福祉では利用者主体の原則が位置付けられ、「自立＝自律」が問われるようになっており、教育の中でも、障害のある人が自己選択、自己決定ができる力をはぐくんでいくことが大切である。
- ・障害のある人についての理解と認識を深めるためにも、学校教育の中で、福祉に関する教育を系統的に取り込むことが大切である。
- ・福祉に関する教育や体験学習は、人権尊重の視点に立った目標や理念を踏まえて実践しないと、障害がある人はすべて不自由な人だと思ってしまうなど、貧しい福祉観が再生産される恐れがあり、留意が必要である。
- ・疑似体験は、単に体験するだけでなく、体験の中で感じたことを分析し、応用力をつけ、それが行動力となっていかなければならない。
- ・障害のある人もない人もそれぞれの個性を尊重しながら共に生きるという視点に立った教育を進めていくことが大切である。

* ノーマライゼーション……障害のある者も障害のない者も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指すという理念。

高齢者

- ・ 高齢者問題の一番大きな要因は、高齢者自身もまた高齢者の周囲の人々も「(この問題は)仕方がない」というあきらめが非常に強いということではないかと考えられる。
- ・ 今まで言われてきた「利用者主体」ということを、ケアをする人からケアを受ける人の立場で考え、地域で暮らし続けることを支えようとする宅老所や施設を利用している高齢者の気持ちを聞いて、その願いに答えることを目指す活動がある。その一つとして、施設をいくつかの小集団(ユニット)にして、その人にとってよい人間関係とよい生活を作り出す『ユニットケア』などが起こってきている。
- ・ 地域に住む人々や子どもが高齢者にかかわる身近な問題から、様々な問題に気づき、「こうありたい」「こうしたい」というあるべき姿を描き、行動するきっかけとしての視点を大切にしたい。
- ・ 従来から行われてきた学生、生徒、住民がボランティアとして高齢者施設にかかわる姿を、人権教育推進の視点からもう一度とらえ直す必要がある。
- ・ 児童生徒が実際に高齢者と交流する体験を通して、命の尊厳や、老いることの意味などを自分の人権課題として取り組むようにすることが大切である。
- ・ 単に高齢者とふれ合うというだけではなく、高齢者の立場から問題を感じて考えていくような視点をもって高齢者施設などの訪問を実施することが大切である。
- ・ 学校だけでなく、様々な関係機関や団体と連携して交流実践する必要がある。

かつてハンセン病を病んだ人々等

- ・ 病気で苦しむ人を社会から排除して、関心の外に置くことは、病気そのものだけでなく、病気にかかった人に対する偏見や差別を生むことにつながる。
- ・ どんな病気にかかった人であっても、患者の人権は守らなければならないことを基本認識としてとらえる必要がある。
- ・ ハンセン病の問題は正しく理解されていない。規模の大きな国立ハンセン病療養所があるのは岡山県だけである。ハンセン病の問題を教育の中でどう扱うべきかは、岡山県から発信されるべきである。
- ・ ハンセン病の病名については、らい病という病名を変えてほしいという運動や、ハンセン病学会の議論などの経緯をきちんと押さえる必要がある。
- ・ 「らい」と呼ばれて、とてもいやな気持ちになる人がたくさんいるという現実をしっかりとらえることが根本である。
- ・ ハンセン病に関する論文の中には、ハンセン病を特別視するような記述や、安易な引用により感染についての誤解を招くような記述がある場合があるので留意する。
- ・ ハンセン病は、「らい予防法」という法律をつくり、その病気にかかった人を長期間、社会から排除し、放置してきた。その結果、ハンセン病患者の人権は無視され、数え切れない悲劇が生まれたことを、社会教育だけでなく学校教育でもぜひ教える必要がある。
- ・ ハンセン病問題の歴史的経緯を踏まえて、教育・啓発を行う必要がある。

同和問題

- ・法切れ以降の同和問題について，身分・職業・居住地・賤視観念など相互の一体性・連続性は完全に断たれたのか，という観点に立つと，住民の自立促進，社会的差別意識の改善について，それぞれにかなりの程度の成果があったが，次のような課題が現存している。
 - 1) 部落差別観念が社会意識として底流にあることについて，多くの人が無関心であり，そのことが同和問題の解決を現在非常に困難にしている。
 - 2) 部落差別解消に向かって知的理解は進んできたが，その解消が自らの課題になりにくい状況がある。
 - 3) 家庭の持っている力量や生きる力等については，歴史的に一体性・連続性を引きずっている面がある。
- ・子どもたちが交流活動等を通して生きて働く人権感覚を育み，様々な人権課題の解決を自らの課題として実践していくことができるような環境づくりが大切である。
- ・自尊感情やエンパワーメント*の育成が大切である。
- ・高校進学率の較差や，不登校・中退の問題の背景を検討する必要がある。
- ・部落差別といじめの構造は類似性が極めて高い。周りに多くの無関心な傍観者がいるという構造があることに留意する必要がある。
- ・学習会には，保護者を育て，子ども同士の間関係づくりをしてきたという成果がある。また指導者は，保護者や子どもたちの生活や思いを理解し，信頼を得ることが必要である。
- ・生まれ育った地域に誇りが持て，大切にする気持ちが自然にわき出るような仲間づくり，地域づくりをすることが必要である。

*エンパワーメント……「力をつけること」の意。具体的には，自らの意識と能力を高め，政治的，経済的，社会的及び文化的に力をもった存在になること。

子ども

- ・「差別」とは「力を持たされていない人々のグループ，またはそのグループに属する個人に対する偏見と抑圧」と考えることができる。
- ・「力を持たされていない人々」が，
 - 1) だれかによって何らかの目的（社会防衛のためなど）のために意図的に奪われた場合
 - 2) 未発達などのために，だれかが意図して守ってやらねば，力を保持できない場合
 - 3) 世間一般からの評価を取り入れ「自らの権利や力がないもの」と自己規制し，権利や力の主張をあきらめている場合などのとき，問題になってくると考えられる。
- ・子どもの人権は性質上，上の2)，3)の場合にないがしろにされやすい。その一つとして，不登校や虐待の臨床心理的支援活動の中で，3)に該当する問題，すなわち社会的に形成された不登校児や虐待児に対する不正確な理解や偏った見方が，当事者の回復や立ち直りを阻害するという現象がある。
- ・不登校の状態になると，原因もさることながら，明確に理由を説明できない状態で学校を休むことに子どもが不要な自責感を持つことが多い。これはマスコミその他による不登校児についての分類や評価，深刻化を強調するような安易な報道によって形成された周りの人々の認識に影響されていることがある。
- ・不登校現象や不登校児童生徒などについての誤った概念や認識が，社会に作り出されることがないような配慮が大切である。
- ・虐待は，子どもを親からどう救うかといった視点でとらえられやすいが，究極的には両者を引き離すというより，“親と子”ユニットとして支援をしなくてはならない。表面的な報道などが生み出す虐待者についての暴力的・反社会的といった偏見のために，虐待者自身は支援を求める立場を取りにくくなり，深刻になってからでないと支援が届きにくくなることが少なくない。
- ・今日のマスメディアや商業主義が，あるがままの子ども想像力や感受性を剥奪したり，発達を阻害したりすることがないような配慮も大切である。
- ・虐待をしてしまう親の追いつめられた苦しさへの理解が大切である。
- ・子どもへの人権教育をどのようにしていくかを考えるときには，次の2つの枠組みが必要である。
 - 1) 普遍的な人権意識の醸成で，発達初期に始まる基本的愛着，自尊感情，主体的判断力，他者感情の理解などの心理的発達段階に応じた，自分をまもると同時に他者の気持ちを想像することができる，基礎的な人格形成を考える枠組み。
 - 2) 人権侵害の代表的な事例として，同和問題・ハンセン病問題をはじめとする，差別や偏見の実態や形成過程などを伝える社会学的な教育の枠組み。

在住外国人

- ・国際化時代といわれる現在，岡山県内でも，すでに在住している外国人登録者に加えて，近年，留学や就労などの目的で外国人登録者が増加しており，言葉や文化，生活習慣，歴史的背景などの違いから，在住外国人に対する偏見や差別，誤解が摩擦を引き起こす場合がある。
- ・多様な文化や価値観が存在することに理解を深め，地域市民としての人権意識を高めることが必要である。
- ・在住外国人に日本語学習の機会や日本の文化・生活習慣などについて積極的に情報を提供していくことが必要である。
- ・異なる国籍や文化的背景を持つ人々との交流を通じて相互に尊重し合い理解を深めていくことによって，互いに地域社会の一員として生き生きと生活できることが大切である。
- ・学校における外国籍の子どもに対する差別は，家庭や地域社会に内在する外国人差別意識を反映していることもあり，家庭教育，社会教育とも連携して国際人としての人権意識を高めていくことが大切である。
- ・人権教育という観点から，学校教育の中に国際理解や異文化理解を課題の一つとして位置付け，継続性のある教育プログラムを実施することが必要である。
- ・外国人との相互理解を深め国際的な視点から人権意識を高めるために，学校教育への適切な情報提供や教材開発を行うなど，教育関係者を支援して行くことが大切である。
- ・指導者は国際理解に関する深い認識と理解を持って指導に当たる必要がある。

(2) 共通キーワード

人権教育課題の分野ごとに7人の委員がプレゼンテーションを行ったが、その共通キーワードは次のとおりである。

学校教育と社会教育の連携を密に図る中で人権教育を推進する必要がある。

岡山県における人権教育の推進に関する課題を分析し、その教育施策を検討する必要がある。

ライフステージごとに人権教育推進の具体的なプログラムを作成し、教育関係者に提供していく必要がある。

学校教育においては、各人権教育課題に関する人権教育内容を児童生徒の発達段階に応じた的確に位置付けた系統的なプログラム開発が必要である。

メディアリテラシーの学習を学校教育の中に取り入れる必要がある。

児童生徒に対して、自尊感情やエンパワーメントの育成が必要である。

家庭環境や社会環境を敏感に受け止めながら子どもが成長することに留意した人権教育の推進に努める必要がある。

人権教育課題の解決に向けた取組を自らの課題としてとらえることができるよう、事前事後の学習を充実させた体験的参加型学習を取り入れることが必要である。

人権教育課題に気付き、関心を持ち、自ら主体的に学習に取り組んだり、交流を深めたりする意欲的な態度が身に付くような学習環境づくり等の工夫をする必要がある。

各人権教育課題ごとの推進役となるリーダーを養成する必要がある。

様々な関係機関や団体と連携して実践交流をする必要がある。

日本国憲法の11条(基本的人権の享有と性質)・13条(個人の尊重, 生命・自由・幸福追求の権利の尊重)・14条(法の下での平等)・25条(生存権)・26条(教育を受ける権利)をいつも念頭においた人権教育の推進が必要である。

岡山県から人権教育推進の効果的取組を発信するという意気込みが必要である。